

令和 8 年度

草津市中小企業 成長投資促進補助金

新事業展開、事業拡大および生産性向上に資する
設備の導入を行う市内事業者を支援します。



申込期間

2026年 **9月18日** (金) 13時00分 ~ **11月13日** (金) 16時45分

※予算の上限に達した時点で受付終了となります。

補助対象者

- ① 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者または同条第5項に規定する小規模企業者であること。
- ② 申請日時時点で市内において事業を営んでいること。
- ③ 市税の滞納がないこと。
- ④ 補助金の交付対象となる事業において、国、県または市の他の制度による補助金の交付および税制優遇を受けていないこと。

補助金額

補助上限 **100** 万円 / 補助率 **1/2**

※発注のすべてを市内事業者に行う場合 **150** 万円

補助対象経費

- ① 工具、器具および備品（生物は除く）、機械および装置、ITツールに関するもの
- ② 補助対象経費が中小企業者にあつては、60万円以上のもの
小規模企業者にあつては、30万円以上のもの
- ③ 交付決定日から令和9年2月15日までに事業が完了するもの

補助金交付までの流れ



① 交付申請



② 審査・交付決定



③ 事業の実施



④ 実績報告



⑤ 補助金交付

⚠ 交付決定前に発注・購入等をおこなったものは対象外となります。

申請はこちらから ▶

草津市電子申請サービスから
お申込みください。



https://apply.e-tumo.jp/city-kusatsu-u/offer/offerList_detail?tempSeq=2332

お問い合わせ

草津市 商工観光労政課 商工観光労政係

☎ 077-561-2351

✉ shoro@city.kusatsu.lg.jp

(受付時間 9:00~16:45)

<https://www.city.kusatsu.shiga.jp/kurashi/sangyobusiness/sangyo/hojyo/shokan120260901141621246.html>

＼詳細は市HPへ！

